

平成29年第2回

笠置町議会臨時会会議録

(第1号)

平成29年10月27日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第2回（臨時会）

笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成29年10月27日（金）						
招集場所	笠置町議会議場						
開会の日時及び宣告者	開 会	平成29年10月27日（金）			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成29年10月27日（金）			議長	杉岡義信	
応（不応） 召議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名  欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席8名  欠席0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川 久仁洋	○	
	副 町 長	青柳良明	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 企画観光 課 長	前田 早知子	○	地方創生 担当参事 兼保健福 祉課長事 務 取 扱	東達広	○	
	企画観光 担当課長	小林慶純	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会議録署名 議 員	4 番	田 中 良 三		5 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成29年第2回笠置町議会会議録

平成29年10月27日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

平成29年10月27日 午前10時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第34号 平成29年度(仮称)かさぎ紡ぎの館新築工事の請負契約締結の件
- 第5 閉会中の継続審査及び調査の件

開 会 午前10時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年第2回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員田中良三君及び、5番議員大倉博君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長からの報告は、特にありません。

議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。町長、西村典夫君

町長（西村典夫君） 平成29年第2回笠置町臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多様のところ全員のご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

10月21日から23日にかけての台風21号による被害状況を報告させていただきます。

笠置町では、21日夜間から23日早朝まで3日間にわたり、大雨洪水警報、

土砂災害警戒警報が発令されました。人的被害はなかったものの、町内各所で被害状況が確認されましたので報告させていただきます。

飛鳥路潜没橋は、冠水は解消されましたが、表面の一部破損が確認され通行止めを継続をしております。木津川河川敷では、冠水による土砂流失と流木があり、キャンプ場の閉鎖、東海自然歩道も通行止めとしております。

JR 関西線は、加茂、亀山間で法面崩壊や亀裂が複数箇所確認され、運休が続いております。JR による代行バスの運行も困難なことから24日から通勤、通学の時間帯に町のマイクロバスを笠置いこいの館前から加茂駅まで2便運行しております。今日から JR による代行バスが運行されましたが、不安定なため、引き続き町のバスの運行を検討しております。

また、府道笠置山添線は、落石、笠置奈良線は冠水により本日も通行止めとなっています。これらの被害を一日も早く復旧するために役場内に災害対策本部を立ち上げ、京都府と連携また、協力をいただきながら万全の態勢で一日も早い復旧を進めたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

今回、本臨時会にご提案申し上げます案件は、(仮称)かさぎ紡ぎの館新築工事請負契約の締結の件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第34号、平成29年度(仮称)かさぎ紡ぎの館新築工事請負契約締結の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、西村典夫君

町長（西村典夫君） 議案第34号、平成29年度(仮称)かさぎ紡ぎの館新築工事請負契約の締結の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本事業につきましては、平成29年2月24日付けで地域再生法平成17年法律第24号に基づき、笠置町コンパクトタウン創生事業として事業認定をいただき、同日補助金などにかかる予算の執行の適正化に関する法律、昭和30年法律第179号に基づき、地方創生拠点整備交付金の決定を受け、公共施設の統廃合と地域コミュニティの再生を目的として実施いたします。

(仮称) かさぎ紡ぎの館新築工事請負契約締結にあたり、ご提案申し上げるものでございます。この施設の主な概要は、放課後児童クラブなど児童福祉施設としての機能、会議予防事業など老人福祉施設としての機能のほか、保健事業、社会福祉事業、社会教育事業の実施など幅広い年齢層の方々にできるだけ、いろいろなご利用にお応えできる機能としております。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。 議案第34号、平成29年度（仮称）かさぎ紡ぎの館新築工事請負契約の締結の件について、ご説明申し上げます。

議案書のとおりでございます。朗読させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成29年10月27日提出。笠置町長、西村典夫

記

1. 契約の目的、平成29年度（仮称）かさぎ紡ぎの館新築工事
  2. 契約の方法、一般競争入札
  3. 契約金額、132,376,680円
  4. 契約の相手方、大仙・松井特定建設工事共同企業体  
代表者、京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字寺垣外29番地  
株式会社、大仙工務店。代表取締役、田中康史。  
構成員、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃13番地。  
株式会社、松井組。代表取締役、松井伴之。
  5. 工期、本契約締結日の翌日から平成30年3月30日まで。
- 以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、同一議題につき3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

3番議員（向出健君） 3番、向出です。今回の案件についてお尋ねをします。

紡ぎの館の計画等について、住民への周知は、図っておられるのか、又道路拡張の要望が、南笠置地区から出ていると思いますけれども、南笠置区との協議や調整等はされているのか、その点お伺いをします。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。ただいまの向出議員のご質問でございます。町長の提案理由にもございました、コンパクトタウンの創生事業のなかで、（仮称）紡ぎの館を建設するという観点のご説明は、26年の福祉介護計画の事業計画等々から、住民アンケート等々からその結果を踏まえて、正確に位置付けされたのは、地方創生の事業計画で、いろいろと住民議論を経て、コンパクトタウン構想のなかで、紡ぎの館という認識をいただいたと考えております。

それを受けまして、平成28年末に国が立ち上げました、拠点整備交付金要綱のなかで、町づくりの観点のなかで、そのものが一致するという事で応募させていただいて、共生の決定を受けたところでございまして、この建物を個別の使い方等住民の話し合いは、これから使い方については、工夫はするところでございます。実際、食改さん等々は現在しておりまして、使いやすくするためには、どうかたちにするかとか、話し合いも始めておりますし、さまざまな使い方については、これからより良いものにご利用いただけるようなかたちで、話を進めたいと考えております。

それから道路でございますが、南部区長さん等々で伊左治医院の移転当時のところから端を発しまして、道路拡張というところの話は、いろいろご相談させていただいているところですが、隣接道路につきましては、一定若干の拡張をしたなかで、計画しておりますので、区と、どうのこうとの話はさせていただいておりません。答弁漏れがございましたら後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出健君） 3番、向出です。特に、論点としての答弁漏れはありませんけれども、紡ぎの館というものが建つと一般的な内容のことではなくて、平屋建てのこういう面積の、こういう道路に位置しているものが建つという内容が、住民の方がよく知らないというのが実際、声としては上がってしまっていて、入札して契約してしまうと完全に決まってしまうから、それまでにきちっと住民の方、特に周辺の方、どこまで周辺ととるかとはあると思いますが、少

なくとも周辺の住民の方には、事前にお知らせをしているのかどうかということ、お伺いしたいわけです。

それから、道路の拡張との要望というのは、今回の建物というのはとくに、西側紡ぎの館の建築予定の西側の道路は、かなり隣接したところになっているということで、この西側の道路拡張が実質、いこいの館側の紡ぎの館のほうには広げられない状況に現実なっていると、このことは松山薬局の移転の際にも南側の道路が、拡張ができなくなったという過去の経緯からみても問題があるのではないかという、そういう観点から南部区と事前に話をして合意を得ているのかどうか、西側の道路拡張道幅いっぱいまで建てるけれど、これで問題がないのかということまで話が進んで、南部区も合意、了解をしているのかどうか、こういう点からお聞きしているので、再度きちっと答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 追加でご説明申し上げます。住民周知の件につきましては、計画段階でなかなか確定できなかったのも、住民さんに、たとえば当初でしたら鉄筋コンクリートで二階建ての計画をしておりましたが、コンサルが入ったなかで、いろいろな問題がございまして、木造平屋建てでやるという変更点をして踏まえて決定したのが、5月に設計業者を決めて、それから6月、7月の段階で木造平屋建てというかたちのものできて、それから入札までに設計を煮詰めるわけがございまして、その時点でなかなか入札が終わるまで、住民さんにこういうものが出来ますよと、ところがなかなか行政としては発信しづらい、というところもご理解いただきたいと思っております。ただ、二十日に入札を終えましたので、住民さんにこういう建物、ご利用目的に建物が建つということを愛称募集も兼ねまして、早急に公表、周知させていただきたいと考えております。

道路の面でございますが、隣接する道路につきましては、4メートルというのが、福祉の町づくり的には言われています。ほぼ若干要件は、満たしていると考えております。確実に4メートル以上はあるかと言われると、部分的に若干厳しいところもありますし、一定の許容範囲の要件は満たしていると考えています。

地元の区長さんとは、今後計画も含めてご説明申し上げたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。



3番（向出健君） 3番、向出です。以前、たぶん昔の話ですが、ドッグランというものを造ろうとしたときに、近隣の方から反対の声があがってですね、結果として無くなったということがありましたけれど、この件も実際変更される可能性は残されていても、どこかの段階では事前にきちっと説明をしなければ、こんなものと考えていなかった場合も起きてくると思うんです。たとえば、健康づくりという施設自体は良くて、ちょっと大きすぎるんじゃないかとか、場所によっては景観が悪くなるんじゃないかとか、いろんな視点がありますから、そこは事前に住民の方に納得してもらおうほうが当然行政としていいと思うんで、そこを言っているんで、きちっとやるべきだったと、これで良かった仕方ないんじゃないかと、周知はなるべく、特に大きい建物をたてるわけですから、そういう位置付けで認識をしていただきたいと思います。

それから道路の問題ですけれども、実際、この道路はやっぱり拡張というのは声としてはあるはずですが、実際は、もう広げられない状況になっている。やっぱり広げてほしいというのが要求だと思うんです。4メートル確保するかどうかというのが最低ラインということだと思うんですけれども、やはり対向は、実際直接は道路上ではできなくて、砂利道のほうに対向するときにはしてますし、道路拡張という要求は、ずっとあるわけです。確認したいのですが、審議は3回までということなのですが、最後確認したいのですが、この建物をずらすということは、申請の方法範囲を広くとれば可能であったのかどうか、どう工夫してもこの建物の位置、特に西側の道路の建物の接近、位置関係は、広げることができなかったというものなのか、その点、最後確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。道路につきましては、隣接する土地も含めまして将来的な計画のなかで解決したいと考えております。

位置の関係につきましては、建物を配置するなかで、ずらせないかという話ではございますが、あの敷地内でいかに有効な活用したなかで、皆さんが共有できるスペースをとるとなると、どんどん必要面積が増えていきまして、中廊下にたとえますと、いろんな方にご利用いただくには車椅子の対向できるような廊下でないだめだというふうなところで、2メートル確保させていただいております。

児童クラブにつきましては、要件は満たすけれど、やはり面積的には余裕をも

ったかたちにさせていただく、将来的には、児童倶楽部だけに限らずに、こどもがそこで学べ、遊べるような拠点にしたいというふうな思いもありまして、若干余裕のある面積にさせていただきました。そういうことで、敷地内でいっぱい利用を考えました。特に、やはり道路的にはそういうところに立地せざるを得なかったというのは、現実でございます。現時点では、変更はできないと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出健君） 3番向出です。きちっと、答弁をしていただけてないので、最後もう一回だけ答弁をお願いしたいのですが、以前申請した範囲というのが決まっています、これ以上の範囲を超えてはできないという話を出ていた記憶しているわけですが、先程言わせていただいたように申請の範囲を広くとれば、ようするに建物を建てても範囲を広くとってうまいことすれば、この道路の幅を確保できる可能性はなかったのかという、建物をもっと形を変えたりずらしたりして確保できなかったかという点をお尋ねしたので、その点を答えていただきたいということです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。ただいまのご質問、建物の形状の時点で道を確認する観点から設計できなかったかというような質問として理解させていただいたらよろしいですか、そういう検討もできなかったかということですかね。現実的に申しますと、当初コンサルと5月中旬から打ち合わせをするなかで、まず面的に機能を有した物をどう配置するかというのは、3案、4案出てきました。そのなかで、どの形をとっても若干形状がカーブしておりますので、現在の形状が一番面積的には、有効活用できるだろうというふうなところが原点になっています。その時点でもっと道を広く、いうふうなところの観点も当然ございましたが、結果的にやはり部屋の、先ほど言った観点で考えて若干道路側になったということは、歪めないかなあ、そこは協議のやり方で、ああいう結果になったとしか、ご説明しようがないのですけれども、その視点は以前の議運でもお答えさせていただいたように、違う観点で解消を図ろうというようなお答えをさせていただいたところです。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉博君） 5番、大倉です。一点だけお尋ねいたします。盛り土の関係で、私いろんな町民の方から相談を受けたのですが、これは適正にされたと思うんですけど、その辺どうですか。盛り土の関係で、何人か相談を受けました。私もくわしく言いませんが、適正に行われたと思いますけど、その辺の経過の説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 質問されたら、答弁を忘れないようにしていただかないと、向出君みたいに、もう一回ということになるので、その辺よろしく。保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員の盛り土の土質関係に思います。造成につきましては、7月下旬から現在の土地の掘削の搬出、盛り土の搬入ということで造成させていただきました。9月中旬完成しております。盛り土につきましては、笠置山の流用土を使用しております。

いったん仮置きをしていましたところから土地に搬入させていただいたところでございまして、それが盛り土に適しているか、土質から粘性からすべて第三者機関を用いまして、この盛り土は、その土地の基礎として問題ないという土質検査を得まして、ここへ搬入してございます。特に、伐根、伐根については、やはりそのなかに混じっていることがございます。

ご指摘の形の物件につきましては、検査、現場の確認等々で搬出しているというような確信を得ておりますので、適正に工事が行われたという結果を改めて報告させていただきます。根拠はすべて工事の完成検査から20センチピッチで、ローラーで点圧をかけてございます。そういう写真なり検査調書、最後にボーリング調査も五か所おこなっておりますので、その結果を見て頂ければ確信いただけるかと思っておりますので、ご報告させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉博君） 5番、大倉です。紡ぎの館が建設されたら、予定では中央公民館を廃止という方向ですか。いつごろ撤去される見通しとか、撤去費用もかなりかかると思いますので、その辺のところ。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員の質問でございます。この工事の関連する部分につきましては、中央公民館の社会教育施設としての廃止というところまで協議してございます。連合の教育委員会にも正式に協議を現在入っていただいております。教育委員会の事務所の移転に伴いまして、社会教育施設の施設としての目的を廃止するということでございます。撤去につきましては、財政の絡むところございまして、来年度とかという話は思っておりませんし、正確には財政課長にご答弁していただければ有り難いのですが、撤去については、すぐにはないというふうな理解をしております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子） 失礼いたします。いま東参事が答弁させていただきましたように、財政側といたしましても、撤去・除去に係る費用というものは膨大になると思っております。今の計画の段階で何年度とお答えできませんが、危険な位置に建設されているものでもありますので、計画的に撤去する方向で検討していきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。先ほどの議運でもお尋ねしたのですが、請負金額1億3,230万円の金額ですね、提出されて契約されるのですが、これ、後から追加工事はないんですか。一応コンサルの阿波設計と行政が、念密に会合されてこういう図面が出て、予算が出たと思うんですが、追加ということはないのですか、そういう点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東達広君） ただいまの松本議員のご質問にお答えさせていただきます。設計通り施行できれば、当然追加はございません。

それで、たとえば設計では、標準ボウリングしてございまして、ある場所によ

っては、安定基盤までは設計よりも深かったと、そういうひとつの例でございますが、そういう根拠ある変更につきましては、通常の工事と同様に根拠あるご提案をさせていただくものと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出健君） 3番、向出です。議案第34号、平成29年度（仮称）笠置紡ぎの館新築工事の請負契約の締結の件について、反対討論を行います。

住民の方から、どのような建物が建つのか、くわしく聞いていないという声をお聞きをしております。しっかりとした住民周知が求められますが、実際には、丁寧な説明が行われていない、その点は大変問題ではないかと考えます。

さらに、道路拡張の問題についても以前から問題があり、松山薬局の時にも問題が起きたことであります。また、同じようなかたちの問題が生じている。

これも大きな問題と考えます。本当に、住民に寄り添った行政運営、計画、事業をなされるように強く求めて反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。設計の段階からいろんな物議もありましたし、これから先、人口が減るなかで、この施設がどう運営されていくか、その期待値を込め賛成はしますけれども、本当に、いま反対討論があったように反対側の意見がある。それをどう活用するかというプラスの部分、ここをもう建ってしまうので、どうやって活かせるように持っていくのか、この運営体制も含め希望値を見据え賛成したいと思います。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第34号、平成29年度（仮称）笠置紡ぎの館新築工事の請負契約締結の件は、原案とおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、議案第34号、平成29年度（仮称）笠置紡ぎの

館新築工事の請負契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（異議ないという者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 大 倉 博